

平成29年度11月定例教育委員会会議録

1. 日時	平成29年11月16日（木）（午後3時から）
1. 場所	市来庁舎 2階庁議室
1. 委員会に出席した人	徳重涼子委員・福田恵一委員・宮之原加代子委員 有村孝教育長 木下総務課長・松山学校教育課長・福山市民スポーツ課長・北山給食センター所長、岩下学校教育課長補佐、高瀬社会教育課長補佐・ 宇都口市民スポーツ課主監 書記 川越総務課長補佐
1. 附議事件	議案第14号 いちき串木野市いじめ防止基本方針の改定について
徳重職務代理	<p>只今から11月定例教育委員会を始めます。</p> <p>本日は、富永委員長が所用の為、欠席されておりますので、私のはうで、議事を進めてまいりますので、ご協力のほど、よろしくお願ひします。</p> <p>教育長の挨拶をお願いします。</p>
	(有村教育長挨拶)
徳重職務代理	委員の先生方には、先に配布してありました10月定例教育委員会の会議録について、何かご意見はなかったでしょうか。
各委員	何もありません。
徳重職務代理	ご意見が無いようですので、10月定例教育委員会の会議録については承認いたします。
徳重職務代理	<p>早速、附議事件に入ります。</p> <p>議案第14号「いちき串木野市いじめ防止基本方針の改定について」説明をお願いします。</p>
松山課長	<p>議案第14号について説明いたします。</p> <p>いじめ防止基本方針については、いじめ防止対策推進法が平成25年に制定され、この第12条の規定により、基本方針の改定が必要となります。</p>

	<p>改定の経緯について説明いたします。</p> <p>これは、平成23年に滋賀県大津市で中学2年の男子生徒が、いじめを苦に自殺するという事案がありました。このときは学校や市教委の対応が大きな社会問題になり、その後、法律が平成25年に制定され、この第12条の規定により基本方針の改定が必要となります。</p> <p>これを受け、文科省、鹿児島県、そしていちき串木野市と、各段階でいじめ防止基本方針を策定しています。本市でも平成26年に制定しましたが、法の中に3年を目途に、必要があると認められる場合は、見直しを行う、という規定があります。本年度は、ちょうどその年にあたりまして、本年3月に文科省が改定しました。これを踏まえ、鹿児島県は本年10月に改定を行い、この改定を受け、本市の基本方針を改定するもので、市の改定を基に各学校においても基本方針の改定を行うことになります。その内容について説明いたします。</p>
	<p>(別紙資料により説明)</p> <p>【主な変更点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 いじめの認知 現在の基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかにかかる記述を改正。 2 いじめ防止基本方針 学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置付ける。 3 学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有についての改定 4 いじめの未然防止・早期発見に係る道徳教育について明記。 5 いじめの対処として、いじめが安易に「解消」されたと判断せず、継続的な観察が必要である。 6 法の理解増進のため、保護者や地域に周知を行う。
	<p>(その他、「いちき串木野市いじめ防止基本方針(案)」の変更内容について補足説明。)</p>
徳重職務代理	説明がありましたが、意見・質問等はありませんか。
福田委員	いじめ対策の協議会は、学校の校務分掌の中では生徒指導に位置付けられていますか。
松山課長	各種委員会になります。
福田委員	生徒指導委員会と、いじめ対策委員会は別にしているところが多いですか。

松山課長	正確な数は把握していませんが、別にしているところが多いかと思います。
福田委員	例えば、月1回の土曜授業のときに、生徒を帰したあとにいじめが発覚したと、緊急を要する場合には、すぐ集まる体制とか、そんな事例があったとかはないですか。
松山課長	事例はありませんが、もし事案があれば緊急に開催することは可能です。
福田委員	平常日は教育委員会にすぐ連絡が来ると思うが、土曜日など休みを挟んだ時など、教育委員会としてはどう対応していくのかと。1日あいだを空けてはいけないこともありますので。
松山課長	生徒指導上の緊急を要する事案については、生徒指導担当に連絡がいくようになっています。教職員にもそれぞれの担当に携帯電話等に連絡するようになっています。
徳重職務代理	この「いじめ」というのは、生徒間のいじめで、先生が生徒をいじめる事件もありますが、そういうのも入りますか。
松山課長	「いじめ」の定義を見ると、「児童等に対して」云々とありますが、いじめる側は規定されていません。
徳重職務代理	学校内でのあらゆるいじめですね。校外でのいじめについてはどうですか。
松山課長	校外でのいじめも把握した場合は、報告する義務がありますので、対応することになります。
福田委員	先生の発言でいじめが始まったという事例はないですよね。
松山課長	現在のところ把握はしていません。
宮之原委員	PTAなどの関係団体との連携を図った啓発活動とありますが、具体的にはどのような形で連携を図っていくのですか。
松山課長	現在もPTAの生活指導部と連携をとったり、学級PTAとして対応していただいたりしていますが、いろんな事案があった時にPTAの方々に参加していただくのも1つの方法かと思います。

有村教育長	今回の方針見直しを見ますと、広く地域ぐるみで、社会総がかりでいじめを防ぐんですよと、更に具体的にすることですね。
徳重職務代理	他にありませんか。 なければ、議案第 14 号は、承認してよろしいでしょうか。
委 員	(はい。)
徳重職務代理 (各課長)	それでは、議案第 14 号は承認されました。 次に、各課からの連絡事項をお願いします。 ○10月～11月教育委員会行事報告及び行事計画について(各課報告) ○市議会臨時議会（11月 20 日） 教育長、教育委員の選任議案 ○臨時教育委員会について（11月 27 日） ○れいめいウォーク羽島土川大会（12月 10 日） ・スター ター 榎木孝明氏 ○国登録有形文化財（建造物）の新登録について ・市来大迫家住宅 ○12月議会の議案について（単行議案、補正予算議案） ○新学校給食センター建設事業見直しについて ・背後地の法面の地質調査を行ったところ、地滑りが発生する恐れがあると判明したため、造成工事を中止し、建設地を見直すこととなつた。（建設の経緯、図面による説明） ・現在の場所で工事を継続する場合、追加工事や用地確保等による事業費の増大、これらに伴い工期が延長される。 ・しかしながら、増強工事を行っても、地滑りが起こる可能性は否定できない。このため、新たな建設地を再検討する。 ・これまでの基本設計、実施設計を活用しながら、変更すべきは設計を変更し、事業を進めていく。 ○次回定例教育委員会の日程について 12月 21 日（木）15：00 から
徳重職務代理	それでは、以上で 11 月定例教育委員会を終わります。 (午後 4 時 35 分)



本会議録は正当なることを認め、ここに承認する。

平成 29 年 12 月 21 日

委員長職務代理 德重涼子

教育長 有村考